令和3年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更における 医師法第16条の10の規定に基づく協議

1. 経緯

医師法第 16 条の 10 の規定に基づき、**令和3年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更**については、(社)日本専門医機構が、厚生労働省及び都道府県を経由し、各都道府県の地域医療対策協議会に意見照会をすることとされている。

< 医師法 >

- 第 16 条の 10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知 事の意見を聴かなければならない。
- 4 <u>都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、</u>医療法第三十条の 二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたと きは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めな ければならない。

2. 本県の状況

令和3年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更について、基幹施設を含む県内の全病院(60病院)に事前に照会をしたところ、新設を予定するプログラムは6プログラムあったが、いずれも変更内容は連携施設の追加または削除であった。

また、いずれの病院からも専門研修に関する要望・意見等の提出はなかった。

3. 本協議会の対応(案)

本県の令和3年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更については、新設するプログラムはなく、変更するプログラムの内容も軽微なものであることから、本協議会としては令和3年度専攻医募集に係る専門研修プログラムの新設・変更について「意見等なし」として回答することとしたい。